

## 五木村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

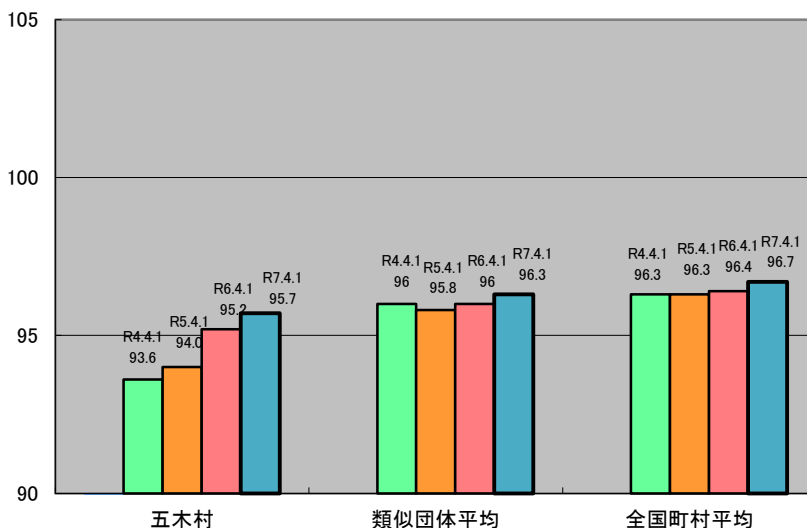
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 925	千円 4,190,117	千円 184,214	千円 421,533	% 10.0	% 7.3

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)〇〇〇 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 43	千円 156,196	千円 37,859	千円 64,788	千円 258,843	千円 6,019	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

#### (4) 給与改定の状況(人事委員会を設置していないため一部記載なし)

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円 —	円 —	円 (—%)	% —	% —	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数 )		
令和 7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

実施  未実施

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

## ②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 0%

(実施時期)

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	3%
五木村の支給割合	0%	0%	0%

## ③その他の見直し内容

通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## (6)特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五木村	41.5歳	314,700円	342,200円	316,874円
熊本県	42.6歳	333,192円	404,921円	358,648円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	312,088円	356,051円	342,249円

#### ②技能労務職

該当なし

#### ③教育職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間

外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		五木村	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

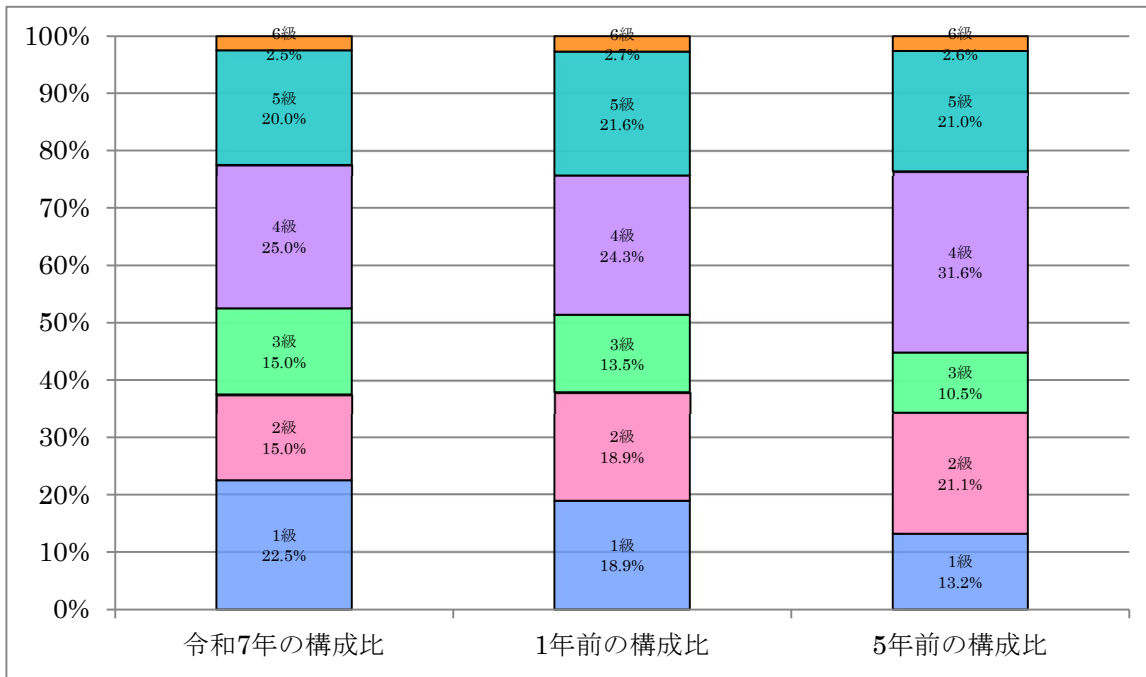
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	281,200円	— 円	388,300円	389,100円
	高 校 卒	252,100円	310,400円	361,400円	380,000円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

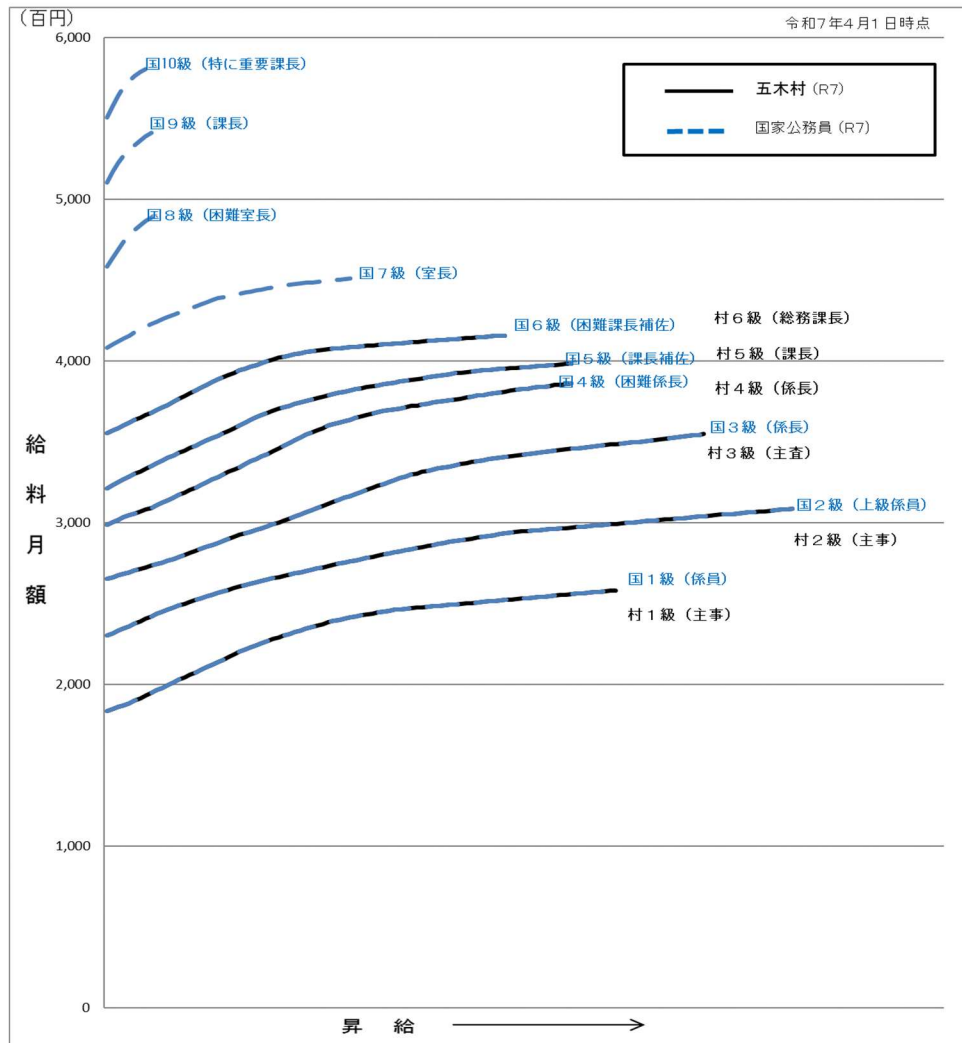
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	9人	22.5%	183,500円	258,100円
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	6人	15%	230,000円	305,500円
3 級	係長、主査の職務	6人	15%	265,000円	354,700円
4 級	係長、主幹の職務	10人	25%	298,800円	386,100円
5 級	会計管理者の職務 課長の職務（6級を除く） 課長補佐の職務	8人	20%	321,300円	398,200円
6 級	総務課長の職務及び 総務課長の職務の経験者	1人	2.5%	355,200円	415,700円

- (注) 1 五木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（五木村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度		令和8年度	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

五木村	熊本県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,506 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,860 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（五木村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない	○	○	
	活用予定時期	令和8年度	令和8年度	

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

五木村	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） （退職時特別昇給を設けている理由）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 15,989千円 20,807千円	—

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）※支給なし

支給実績（令和6年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0%		
手当の種類（手当数）		3種類（3手当）		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
手術手当	医師	手術	0千円	手術料金の60/100
研究手当	医師	研究	0千円	月額25万円
伝染病防疫手当	その職に従事した者	伝染病等物件の処理作業	0千円	日額400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	3,779千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	126千円
支給実績（令和5年度決算）	6,265千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	195千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）※支給なし

支給実績（令和6年度決算）		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		円
		円
		円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同じ	無	4,617千円	209,863円
住居手当	借家 家賃に応じて支給 (限度額28,000円)	同じ	無	1,125千円	281,250円
通勤手当	交通機関 運賃等相当額 自家用車 通勤距離区分に応じて支給 (限度額55,000円)	同じ	無	3,000千円	115,384円
管理職 手当	課長 20,000円 ※課長補佐についてはH 31.4.1から廃止	同じ	無	2,328千円	232,800円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	676,000 円 ( — 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円
	副 村 長	534,000 円 ( — 円)	677,700 円 / 481,000 円
報 酬	議 長	284,000 円 ( — 円)	400,000 円 / 203,000 円
	副 議 長	234,000 円 ( — 円)	314,000 円 / 130,000 円
	議 員	213,000 円 ( — 円)	290,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 2.45月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 在職期間1年につき500/100 13,520 千円 任期毎 在職期間1年につき290/100 6,194 千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

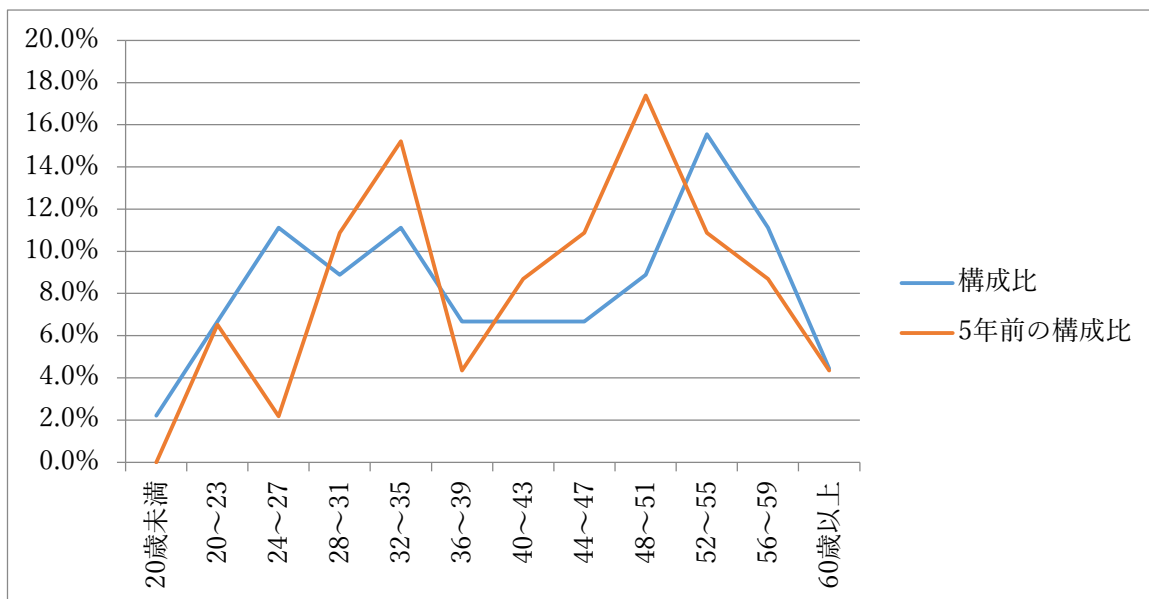
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	減) 職員配置の見直し 増) 職員配置の見直し
		総務	14	14	0	
		税務	4	3	▲1	
		民生	6	6	0	
		衛生	2	1	▲1	
		商工農林土木	1	2	1	
計		38	37	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 400人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 207.64人)	
	教育部門		5	5	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		43	42	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 454.05人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 244.85人)
公営企業等部門	簡易水道		1	1	0	
	国保介護		1	1	0	
	小計		3	3	0	
合計			46 [ 53 ]	45 [ 53 ]	▲1 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 486.48人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	5人	4人	5人	3人	3人	3人	4人	7人	5人	2人	45人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和 7 年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	37	38	39	38	37	38	▲ 1 (2.6%)
教育	5	5	5	6	5	5	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	42	43	44	44	42	43	▲ 1 (2.3%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0 (0%)
総合計	45	46	47	47	45	46	▲ 1 (2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

地方公営企業法の全部適用企業でないため記載なし。